

令和三年二月二十五日

聖籠町農業委員会第二十四期

第二十四回総会議事録



## 聖籠町農業委員会第24期第24回総会議事録

聖籠町農業委員会第24期第24回総会は、令和3年2月25日、聖籠町役場において招集された。

### 1 出席委員

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| 1 番 駒澤 一男 (会長)   | 2 番 新保 昇英 (会長職務代理) |
| 3 番 曾根 善治 (農地部長) | 4 番 宮下 吉勝 (農政部長)   |
| 5 番 新保 要一        | 6 番 栗原 一成          |
| 7 番 新保 勇         | 8 番 八幡 裕           |
| 9 番 神田 勝         | 10 番 加藤 百合子        |

### 2 欠席委員 なし

### 3 出席職員

局長 田村 治 次長 長谷川 一也 主任 二宮 広輝

### 4 総会の議事等日程は、次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画による(所有権移転)申出審査について
- 日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画による(利用権設定)申出審査について
- 日程第7 議案第5号 農用地利用集積計画による(利用権設定・農地中間管理権)申出審査について
- 日程第8 報告事項 農業委員会事務専決報告等について
  - 報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願(非農地証明)
  - 報告第2号 農用地利用配分計画案について(中間)

「会長」 ただいまより、聖籠町農業委員会第24期第24回総会を開会いたします。  
(開会 午後2時00分)

皆さん、大変お忙しい中ご苦労様です。季節の変わり目じゃないですけども、三寒四温っていうんですか、暖かかったり寒かったりということで、皆さん体調管理に気を付けて、活動していただければありがたいと思います。

現在、人・農地プランの話し合いで各地域にコーディネーターとして参加されていると思います。人・農地プランの実質化に向けて、この話し合いは非常に大切なプロセスになると思いますので、最後までよろしくをお願いします。

「会長」 日程第1、会議録署名委員の指名について、会議規則第14条の規定により、2番会長職務代理、10番委員を指名いたします。なお、説明者には次長、書記には主任を指名いたします。

「会長」 日程第2、会期の決定について、令和3年2月25日、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

「会長」 異議なしと認め、本日1日限りと決定いたします。

「会長」 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

「次長」 はい、それでは1ページをご覧ください。

「議案朗読」

いずれの案件も農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上であります。

「会 長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

「農地部長」 議案第1号は、先ほどの事前審査において、全員異議なく許可相当でよろしいということでした。以上です。

「会 長」 農地部長より補足説明がありました。議案第1号について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会 長」 議案第1号について、許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

「会 長」 日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

「次 長」 はい、それでは2ページをご覧ください。

「議案朗読」

番号33、34、35は、農地法第4条第6項第1号ロ(1)に該当し、市街地の農地と認められるため、第3種農地と判断されます。

番号36は、農地法第4条第6項第1号ロ(2)に該当し、市街地近郊農地と認められるため、第2種農地と判断されます。以上であります。

「会 長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

「農地部長」 議案第2号は、先ほどの事前審査において、資料の農地区分の判断理由の中で300m以内と500m以内とあるので、詳細に記載してもらいたいとの要望でした。番号33番について、雨水の処理はどのようにな

っているのかと質問があり、敷地内浸透処理との説明でした。34 番について、都市計画審議会においてどのような話が行われたかと質問があり、会議の中ではおおむね賛成との説明でした。排水に対しても管を大きくして対応するとのことでした。譲受人はどのような会社かと質問があり、23 年 4 月に設立した不動産業等をやっている会社との説明でした。排水に対して問題のないようにしてほしいと要望がありました。あと 34 番ぐらいの案件に対しては委員全員で現地確認したほうがいいのではないかと話でした。ほかは、許可相当でよろしいということでした。以上です。

「会長」 農地部長より補足説明がありました。会議規則第 11 条議事参与に関する案件がありますので、最初に審議願います。なお、私自身に関する案件なので、一旦退場します。会長職務代理に議事進行をお願いします。

(会長、退席)

「会長職務代理」 番号 34 について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

「5 番委員」 今ほど農地部長からいろいろ説明がありましたが、議事録に関しては、今言った事と我々が部会で発言したことをきちんと括弧書きにして残してもらいたい。以上です。

「会長職務代理」 事務局、そのようにお願いします。今、5 番委員からそのようにあったわけで、私の方で答えを出してしまっただが、その方向でよろしいでしょうか。

(意見なし)

「会長職務代理」 そのようにお願いします。

別紙 聖籠町農業委員会農地・農政合同部会（議案第 2 号関係要約）

「会長職務代理」 ほかにありませんか。  
(ありませんの声あり)

「会長職務代理」 ないようであれば、番号34について、許可することに決定して、ご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

「会長職務代理」 全員意義なしと認め、許可することに決定いたします。  
(会長、入場着席)

「会長職務代理」 会長、今の審議の中で、34番に関し、事前審査の内容を議事録に載せてもらいたいと要望があり、皆さんに諮ったところ、そのようにすると決まりました。

「会長」 了解しました。

「会長」 これで議事参与に関する案件が終了いたしました。ほかの案件について、質疑、意見のある方の発言を求めます。  
(ありませんの声あり)

「会長」 それでは、議案第2号について、許可することに決定して、ご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

「会長」 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

「会長」 日程第5、議案第3号 農用地利用集積計画による(所有権移転)申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

「次長」 はい、それでは5ページをご覧ください。  
「議案朗読」

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上であります。

「会長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

「農政部長」 議案第3号は、なぜ今回贈与という形で所有権移転なのかと質問があり、以前からの話し合いでお互いに同意していた。今回贈与という形で申請を行ったとのことでした。ほかは異議なく、承認相当でよろしいということでした。以上です。

「会長」 農政部長より補足説明がありました。この案件につきまして、質疑、意見のある方の発言を求めます。

「5番委員」 今、農政部長の話は確かだけど、大事なのは、永小作だったからですよ。それを入れないといけませんよ。以上です。

「会長」 ほかに質疑、意見のある方の発言を求めます。  
(ありませんの声あり)

「会長」 それでは、議案第3号について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

「会長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

「会長」 日程第6、議案第4号 農用地利用集積計画による(利用権設定)申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

「次長」 はい。それでは6ページをご覧ください。  
「議案朗読」

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上であります。

「会長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

「農政部長」 議案第4号は、番号220の賃借権が1年契約はなぜなのかと質問があり、基盤整備事業の調整で来年度中間管理機構に貸し出すための措置とのことでした。ほかは異議なく、承認相当でよろしいということでした。以上です。

「会長」 農政部長より補足説明がありました。この案件につきまして、会議規則第11条議事参与に関する案件がありますので、最初に審議願います。農地部長、退席願います。

(農地部長、退席)

「会長」 番号225について、質疑、意見のある方の発言を求めます。  
(ありませんの声あり)

「会長」 番号225について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

「会長」 全員意義なしと認め、承認することに決定いたします。  
(農地部長、入場着席)

「会長」 会長職務代理、退席願います。  
(会長職務代理、退席)

「会長」 番号226について、質疑、意見のある方の発言を求めます。  
(ありませんの声あり)



「会 長」 番号 226 について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。  
(会長職務代理、入場着席)

「会 長」 これで議事参与に関する案件が終了いたしました。ほかの案件について、質疑、意見のある方の発言を求めます。  
(ありませんの声あり)

「会 長」 議案第 4 号について、承認とすることに決定して、ご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

「会 長」 日程第 7、議案第 5 号 農用地利用集積計画による(利用権設定・農地中間管理権)申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

「次 長」 はい、それでは 11 ページをご覧ください。  
「議案朗読」  
いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。  
以上であります。

「会 長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

「農政部長」 議案第 5 号は、全員異議なく、承認相当でよろしいということでした。  
以上です。

「会 長」 農政部長より補足説明がありました。会議規則第11条議事参与に関する案件がありますので、最初に審議願います。7番委員、退席願います。

(7番委員、退席)

「会 長」 番号735から737までについて、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会 長」 番号735から737までについて、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会 長」 全員意義なしと認め、承認することに決定いたします。

(7番委員、入場着席)

「会 長」 これで議事参与に関する案件が終了いたしました。ほかの案件について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会 長」 それでは、議案第5号について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

「会 長」 日程第8、報告事項があります。事務局説明願います。

「次 長」 はい。それでは13ページをご覧ください。

「報告事項朗読」

以上であります。

「会長」以上をもちまして、本日の日程が終了しましたので、総会を閉会します。

(閉会 午後2時26分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名、押印をする。

聖籠町農業委員会  
議長

馬澤一男



聖籠町農業委員会  
署名委員

新保身英



署名委員

加藤百合子



別紙

聖籠町農業委員会農地・農政合同部会（議案第2号関係要約）

日 時：令和3年2月25日（月）午後1時30分  
場 所：役場2階 第1会議室

(2) 農地法第5条の規定による許可申請について

【5番委員】

34番に関して、数点聞かせていただきたい。都市計画との関連の中で、ふるさと整備課で審査において、大事なことを話していると思う。できれば会長から冒頭に言っていただきたかった。

都市計画の中で審議されたものが、次に、農業委員会で審議される。一番大事なのは、今までにない大きな宅地開発で、その経過の説明があったものなのか。会長に聞いている。緑化法とかそこらはどんなふうクリアされたのか、なおかつ、雨水の件もある。昨年7月31日の大雨で水があふれてしまった事がある。既存の管を直すとしても維持管理が悪いと排水が間に合わない。また、以前、いちじくが枯れてしまったようなことが論議されたのか、会長から話を聞きたい。

【会長】

34番の都市計画審議会の内容についてですが、いくつかの問題点について話がありました。基本的皆さん概ね人口が増えるし、いいことだと異議がなかった。しかし、特に冬であるが、聖籠インター付近の道路が非常に混雑する中で、新しく家を建てた人がこんなに混むとは思っていなかったという不平不満が出るのではないかと。それを想定して計画を立てたのかと質問がありましたが、ふるさと整備課の回答は、混雑していることは承知しているが、車の台数までは把握していないとの答弁で、質問が終わった。その他、特段質問はなかった。基本的に皆さん賛成であり、排水も、もともと集落内にあった排水管を不動産会社が300mmから400mmにサイズアップして敷設しなおし、万が一に備えるため、大きな問題はないだろうと話があった。

【5番委員】

もう一つ聞きたいが、●●●●という会社は何をして

いる会社なのか。初めて聞く会社である。

【会長】

新発田市に事務所を構えている会社で、不動産業と認識している。私も地権者なので、何回か話し合いをしたが、地権者への対応は、非常に丁寧で親切で、不信感を持ったことはない。

【事務局】

●●●●ですが、平成23年4月に設立した会社で、不動産の売買、賃貸及びその仲介業務、不動産の管理、コンサルタント業を行っております。

【5番委員】

排水もこの人たちがやるのか。

【事務局】

排水については、水路敷地を買い受けて、工事は別業者に委託して行うときいています。

【5番委員】

メインバンクはどこですか。

【事務局】

△△△△銀行〇〇〇支店から融資証明が出ています。

【5番委員】

最後に、排水は土地改良がやるとのことですが、昨年その前にも大雨があった。ひどい大雨になった場合、トラブルとならないよう注意して、維持管理をしっかりしていただきたい。排水の最後の図面、ふれあい農園から角庵に続く排水管の位置が左端になっているが、実際は真ん中である。図面は直したほうがいい。

34番のような大規模の転用の場合は、全員で現場を確認したほうがいいと思う。それを要望する。今回は30aを超えた宅地造成であり、一集落になるような規模である。大勢で見れば、いろいろな意見が出る。都市計画審議会に係るような案件の場合、全員できちんと見たらいいと思う。

【会長】

その件については、農地部長達と後で協議します。